

## 韓国特許法改定

韓国特許法が改定されました。主な改定事項は以下の通りです。

### 2006年1月1日から適用される改定事項

従来、優先権書類の韓国語翻訳文は、国際出願を韓国に移行する場合は韓国特許庁が優先権書類の写しを発付した日から2ヶ月以内、パリ条約出願の場合は優先日から16ヶ月以内に提出しなければなりませんでしたが。改正後、優先権書類の韓国語翻訳文の提出は、審査段階で必要な場合のみに行えばよいことになりました。

### 2006年3月3日から適用される改定事項

国際出願の韓国国内段階への移行期間(翻訳文提出期間)が現行の30ヶ月から31ヶ月に延長されました。

提出期限が土曜日である場合はその期限が次の非休日に延長されることになりました。

出願公開前に特許拒絶決定の確定された出願は、最初からその出願がなかったことと見なされることになりました。

### (2006年10月1日から適用予定の改定事項)

植物発明に対して他の発明と同様な特許要件を適用。

特許と実用新案間の二重出願制度の廃止及び変更出願制度の導入。

特許出願の出願公開(優先日から18ヶ月)前にも情報提供が可能。

異議申出制度を無効審判制度に統合

この記事は韓国のLEE & PARK 事務所から提供頂いた資料を基に作成いたしました。

以上